

指定居宅介護サービス及び指定障害福祉サービス事業者の 指定取消について

平成25年7月12日(金)

枚方市 福祉部 法人指導課
電 話 072-841-1221 (内線:3320・3321)

枚方市は、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という)の規定に基づき、下記の指定居宅介護サービス及び指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消しましたのでお知らせします。

記

1. 対象事業者

- (1) 法 人 名 特定非営利活動法人 グットライフ21
- (2) 代 表 者 理事長 曾野 兼太郎(その かねたろう)
- (3) 法人所在地 大阪府枚方市村野東町27番17号

2. 対象事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 NPO 法人グットライフ介護サービス
- (2) 所 在 地 大阪府枚方市星丘3丁目16番5-303号
- (3) サービス種別 介護保険法に基づく指定訪問介護事業(平成18年6月1日指定)
障害者総合支援法に基づく指定居宅介護事業(平成18年11月1日指定)

3. 指定取消年月日

平成25年7月12日

4. 指定取消の理由

指定訪問介護事業・指定居宅介護事業

- ・ 法人代表者は無資格者であるにも関わらずサービス提供を行い、有資格者がサービス提供を行ったようにサービス実施記録等の書類を意図的に改ざんし、不正に居宅介護サービス費と介護給付費を請求し、受領した。

【根拠:介護保険法第77条第1項第6号(居宅介護サービス費の請求に関する不正)】

【根拠:障害者総合支援法第50条第1項第5号(介護給付費の請求に関する不正)】

5 事業者に対する経済上の措置

- ・ 事業者に対する経済上の措置として、居宅介護サービス費及び介護給付費を支給した枚方市に対し、不正に受け取っていた居宅介護サービス費219,245円、介護給付費1,376,259円を返還させるほか、介護保険法第22条第3項及び障害者総合支援法第8条第2項の規定により返還させる額に100分の40を乗じて得た加算額を支払わせる。